

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式） に係る水道施設運営等事業実施許可について

県は、大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業の2つの水道用水供給事業について、水道法の規定に基づく水道施設運営等事業の実施に係る厚生労働大臣の許可を取得しました。

なお、本許可の取得による水道施設運営等事業の実施は全国初となるものです。

1 許可の概要

PFI法に規定する公共施設等運営権を水道事業に設定する場合に、水道法の規定に基づき、あらかじめ厚生労働大臣の許可が必要となるもの。

2 申請日及び許可日

令和3年10月22日 申請 / 令和3年11月19日 許可

3 申請者

宮城県公営企業管理者

4 選定事業者

株式会社みずむすびマネジメントみやぎ（宮城県仙台市青葉区立町27番21号）

5 選定事業者の水道事務所の所在地

大崎広域水道事務所（宮城県加美郡加美町字麓山1番地の9）

仙南・仙塩広域水道事務所（宮城県白石市福岡長袋字南部山7番地の1号）

6 今後の予定

近日中に2つの水道用水供給事業を含む9つの上工下水道事業に公共施設等運営権を設定し、特別目的会社「株式会社みずむすびマネジメントみやぎ」と実施契約を締結する予定です。